

# 車両等購入に関する基本方針

山梨県総務部財産管理課

令和2年4月

# 1 自動車

## (1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①電気自動車</li><li>②天然ガス自動車</li><li>③ハイブリッド自動車</li><li>④プラグインハイブリッド自動車</li><li>⑤燃料電池自動車</li><li>⑥水素自動車</li><li>⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。）</li><li>⑧乗用車・小型バス<ul style="list-style-type: none"><li>ア. ガソリン自動車 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2-1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。ただし、当分の間は、表 2-2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車も可とする。 乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車。</li><li>イ. ディーゼル自動車 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2-1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。ただし、当分の間は、表 2-2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車も可とする。 小型バスにあつては、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車。</li></ul></li><li>⑨小型貨物車<ul style="list-style-type: none"><li>ア. ガソリン自動車 車両総重量3.5t以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</li><li>イ. ディーゼル自動車 小型貨物車にあつては、表 5 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</li></ul></li><li>⑩重量車<ul style="list-style-type: none"><li>ア. 乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあつては、表 6 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</li><li>イ. 車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあつては、表 7 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</li><li>ウ. 車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラックタ」という。）にあつては、表 8 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</li></ul></li><li>⑪LPガス自動車</li></ul>
-----	---

	<p>ア. 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2-1 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。ただし、当分の間は、表 2-3 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車も可とする。</p> <p>イ. 小型貨物車（車両総重量 2.5t 以下のものに限る。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 9 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>① エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。</p> <p>② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③ 再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>④ 植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。</p>
--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。
- 3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 4 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。
- 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 9 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 人以下のものに限る。）であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10 及び ETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 10 軽油を燃料として利用する自動車にあつては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表 1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

- 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。  
 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。  
 3 「中量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。  
 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。  
 5 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

表 2-1 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又はLPガス乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

- 備考) 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表 2-2 ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg未満	22.5km/L以上	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	21.0km/L以上	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	20.8km/L以上	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	20.5km/L以上	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	18.7km/L以上	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	17.2km/L以上	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	15.8km/L以上	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	14.4km/L以上	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	13.2km/L以上	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	12.2km/L以上	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	11.1km/L以上	12.2km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	10.2km/L以上	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	9.4km/L以上	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	8.7km/L以上	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	7.4km/L以上	8.1km/L以上

表 2-3 LPガス乗用車に係る10・15モード燃費基準（平成27年基準）

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表 3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4 ガソリン小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上
	手 動 式	856kg以上		18.9km/L以上
		741kg未満		構造B
		741kg以上 856kg未満	18.0km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	17.2km/L以上	
	971kg以上	16.4km/L以上		
	手動式以外のもの	741kg未満	16.4km/L以上	
		741kg以上 856kg未満	16.0km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	15.4km/L以上	
971kg以上		14.7km/L以上		
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		18.5km/L以上
		1,081kg以上		17.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
中量貨物車	手 動 式		構造A	14.2km/L以上
				12.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上
		1,311kg以上		構造B2
	手 動 式	1,311kg未満	構造B1	10.6km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上
	1,761kg以上	構造B1	9.7km/L以上	
		構造B2	8.9km/L以上	
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上
			構造B2	10.5km/L以上
1,311kg以上1,421kg未満		構造B1	9.8km/L以上	
1,421kg以上1,531kg未満		構造B2	9.7km/L以上	
	構造B1	9.6km/L以上		

			構造B2	8.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.6km/L以上
		1,651kg以上	構造B2	7.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満		8.8km/L以上
		1,871kg以上		8.5km/L以上

- 備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。  
 ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。  
 イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。  
 ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。  
 2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。  
 3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。  
 4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

表5 ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上
		741kg以上		22.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		21.6km/L以上
		856kg以上		20.8km/L以上
	手 動 式	741kg未満		構造B
		741kg以上 856kg未満	19.8km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	18.9km/L以上	
		971kg以上	18.0km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満	18.0km/L以上	
		741kg以上 856kg未満	17.6km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	16.9km/L以上	
971kg以上		16.2km/L以上		
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
中量貨物車	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上

			構造B2	12. 6km/L以上
		1, 651kg以上1, 761kg未満	構造A又は構造B1	13. 6km/L以上
			構造B2	12. 4km/L以上
		1, 761kg以上1, 871kg未満	構造A又は構造B1	13. 3km/L以上
			構造B2	12. 0km/L以上
		1, 871kg以上1, 991kg未満	構造A又は構造B1	12. 8km/L以上
			構造B2	11. 3km/L以上
		1, 991kg以上2, 101kg未満	構造A又は構造B1	12. 3km/L以上
			構造B2	11. 2km/L以上
		2, 101kg以上	構造A又は構造B1	11. 7km/L以上
			構造B2	11. 1km/L以上
		手動式以外のもの	1, 421kg未満	構造A又は構造B1
	構造B2			12. 5km/L以上
	1, 421kg以上1, 531kg未満		構造A又は構造B1	12. 8km/L以上
			構造B2	11. 8km/L以上
	1, 531kg以上1, 651kg未満		構造A又は構造B1	11. 5km/L以上
			構造B2	10. 9km/L以上
	1, 651kg以上1, 761kg未満		構造A又は構造B1	11. 3km/L以上
			構造B2	10. 6km/L以上
	1, 761kg以上1, 871kg未満		構造A又は構造B1	11. 0km/L以上
			構造B2	9. 7km/L以上
	1, 871kg以上1, 991kg未満		構造A又は構造B1	10. 8km/L以上
			構造B2	9. 5km/L以上
	1, 991kg以上2, 101kg未満	構造A又は構造B1	10. 3km/L以上	
構造B2		9. 0km/L以上		
2, 101kg以上	構造A又は構造B1	9. 4km/L以上		
	構造B2	8. 8km/L以上		

表6 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	6. 97km/L以上	9. 04km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6. 52km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	6. 30km/L以上	6. 37km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	5. 77km/L以上	5. 70km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5. 14km/L以上	5. 21km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4. 23km/L以上	4. 06km/L以上
車両総重量が 16t超		3. 57km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。



- 2 「一般バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表7 トラック等（車両総重量3.5t超）に係る重量車モード燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	10.83km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	10.35km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	9.51km/L以上
	最大積載量が3t超	8.12km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.24km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		6.52km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		6.00km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		5.69km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		4.97km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.15km/L以上
車両総重量が 20t超		4.04km/L以上

表8 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.09km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.01km/L以上

表9 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
828kg以上			12.1km/L以上	
	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
1,016kg以上			12.3km/L以上	
1,016kg以上			11.7km/L以上	
			10.8km/L以上	
中量貨物車（車	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上

両総重量が2.5t以下のものに限る)			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
		1,266kg以上	構造B	8.8km/L以上
	1,266kg以上		8.1km/L以上	

## (2) 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、一般公用車及び一般公用車以外の自動車それぞれについて、目標を立てるものとする。

## 2 タイヤ

### (1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>① 転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ② スパイクタイヤでないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234 による。
- 3 判断の基準①については、EU 規則「Wet Grip グレーディング試験法」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。
- 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律（平成2年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

## (2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。